

# JIS

ランプ制御装置－  
第 2-3 部：交流及び直流電源用  
蛍光灯電子安定器の個別要求事項

JIS C 8147-2-3 : 2011

(JELMA/JSA)

平成 23 年 7 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	小 田 哲 治	東京大学
(委員)	岩 本 佐 利	社団法人日本電機工業会
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	大 崎 博 之	東京大学
	長 田 明 彦	社団法人日本配線器具工業会
	亀 田 実	社団法人日本電線工業会
	京 橋 昌次郎	社団法人電池工業会 (パナソニック株式会社エナジー社)
	熊 田 亜紀子	東京大学
	佐々木 喜 七	財団法人日本電子部品信頼性センター
	住 谷 淳 吉	財団法人電気安全環境研究所
	島 田 敏 男	社団法人電気学会
	鈴 木 篤	社団法人日本電球工業会 (日立アプライアンス株式会社)
	豊 馬 誠	電気事業連合会
	中 村 禎 之	社団法人日本電機工業会
	飛 田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	前 田 育 男	IEC/ACOS 専門委員 (IDEC 株式会社)
	山 田 秀	筑波大学

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 17.3.20 改正：平成 23.7.20

官 報 公 示：平成 23.7.20

原 案 作 成 者：社団法人日本電球工業会

(〒101-0021 東京都千代田区外神田 6-15-9 明治安田生命末広町ビル TEL 03-5812-1271)

財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 稲葉 敦)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 小田 哲治)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット環境生活標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 一般的要求事項	3
5 試験上の一般的注意事項	3
6 分類	3
7 表示	3
7.1 強制表示	3
7.2 該当する場合に提供する情報	4
8 充電部との偶発接触からの保護	4
9 端子	4
10 保護接地	4
11 耐湿性及び絶縁性	4
12 耐電圧	4
13 巻線の熱耐久性試験	4
14 故障状態	4
15 関連部品の保護	4
15.1 通常動作状態における許容最大ピーク電圧	4
15.2 通常動作状態及び異常状態における最大動作電圧	5
15.3 最大動作電圧及び整流現象	5
15.4 出力電圧及び異常状態	5
15.5 調光形電子安定器の入力端子の絶縁	5
16 異常状態	5
16.1 交流及び直流電子安定器の異常状態	5
16.2 直流入力電子安定器の追加異常状態	6
17 蛍光ランプの寿命末期時の安全性評価方法	6
17.1 適合性判定	6
17.2 試験方法	6
18 構造	9
19 沿面距離及び空間距離	9
20 ねじ、通電部及び接続部	9
21 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性	9
22 耐食性	9
附属書 A（規定）導電部が電撃を生じる充電部であるかどうかを決めるための試験	14

	ページ
附属書 B (規定) 熱的保護機能付きランプ制御装置の個別要求事項	14
附属書 C (規定) 過熱保護手段付き電子ランプ制御装置の個別要求事項	14
附属書 D (規定) 熱的保護機能付きランプ制御装置の加熱試験方法	14
附属書 E (規定) $t_w$ 試験での 4 500 以外の定数 $S$ の使用	14
附属書 F (規定) 風防容器	15
附属書 G (規定) パルス電圧の値の由来の説明	15
附属書 H (規定) 試験	15
附属書 I (規定) 高周波漏えい電流の測定	16
附属書 J (規定) 非常照明用交流/直流入力電子安定器の個別補足安全要求事項	20
附属書 K (参考) 非対称パルス試験で用いる部品	20
附属書 L (規定) 安定器設計のための指針 (JIS C 7617-1 の附属書 E 引用)	20
附属書 JA (規定) 追加の安全性要求事項	20
附属書 JB (参考) JIS と対応国際規格との対比表	21
解 説	24

## まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、社団法人日本電球工業会（JELMA）及び財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 8147-2-3:2005** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

**JIS C 8147** の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS C 8147-1** 第 1 部：通則及び安全性要求事項

**JIS C 8147-2-1** 第 2-1 部：始動装置の個別要求事項（グロースタータを除く）

**JIS C 8147-2-2** 第 2-2 部：直流又は交流電源用低電圧電球用電子トランスの個別要求事項

**JIS C 8147-2-3** 第 2-3 部：交流及び直流電源用蛍光灯電子安定器の個別要求事項

**JIS C 8147-2-8** 第 2-8 部：蛍光灯安定器の個別要求事項

**JIS C 8147-2-9** 第 2-9 部：放電灯安定器個別要求事項（蛍光灯安定器を除く）

**JIS C 8147-2-10** 第 2-10 部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管）の高周波動作用電子インバータ及び変換器の個別要求事項

**JIS C 8147-2-11** 第 2-11 部：照明器具用のその他の電子回路の個別要求事項

**JIS C 8147-2-12** 第 2-12 部：直流又は交流電源用放電灯電子安定器の個別要求事項（蛍光灯を除く）

**JIS C 8147-2-13** 第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項

白 紙

# ランプ制御装置—

## 第 2-3 部：交流及び直流電源用蛍光灯電子安定器の 個別要求事項

Lamp controlgear—Part 2-3: Particular requirements for a.c. and d.c.  
supplied electronic ballasts for fluorescent lamps

### 序文

この規格は、2004 年に第 1.1 版として発行された **IEC 61347-2-3** 及び Amendment 2:2006 を基とし、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表をその説明を付けて、**附属書 JB** に示す。また、**附属書 JA** は対応国際規格にはない事項である。

### 1 適用範囲

この規格は、**JIS C 7617-2** 及び **JIS C 7618-2** で規定する蛍光ランプ又は高周波点灯用のその他の蛍光ランプと一緒に組み合わせて用いる、電源周波数とは異なる周波数で動作する、交流 1 000 V 以下の 50 Hz 又は 60 Hz 及び 250 V 以下の直流電源で使用する、定格二次電圧が 1 000 V 以下の電子安定器（以下、安定器という。）の個別安全要求事項について規定する。この規格は、まだ規格化されていない蛍光ランプを点灯する交流及び直流電源用蛍光灯電子安定器についても適用する。

導電部が電撃を生じる充電部であるかどうかを決めるための試験は、**附属書 A** に規定する。

過熱保護手段付き電子安定器の個別要求事項については、**附属書 C** に規定する。

熱的保護機能付きランプ制御装置の加熱試験方法は、**附属書 D** に規定する。

試験は、**附属書 H** に規定する。

安定器設計のための指針は、**附属書 L** に規定する。

性能要求事項は、**JIS C 8120** による。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

**IEC 61347-2-3:2004**, Lamp controlgear—Part 2-3: Particular requirements for a.c. supplied electronic ballasts for fluorescent lamps 及び Amendment 2:2006 (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

### 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これ